

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認九州地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和46年4月1日から48年3月31日までA社に継続して勤務し、その翌日から同社の関連会社であったB社に勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間当時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において、A社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事記録等が無いため特定できないものの、前述の同僚のうちの一人が、申立人は昭和48年3月までA社に在籍し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う旨供述していることから、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和48年2月の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業所番号等索引簿により、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、当時の事業主は既に死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 九州（鹿児島）厚生年金 事案 4835

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年9月30日から同年10月1日まで

私は、A社又は同社の関連会社に継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の社内報に掲載された人事異動記録及び同社の回答から判断すると、申立人が同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、「異動は16日だったが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日は翌月の1日として社会保険事務所（当時）に届け出ている。」と回答していることから、昭和46年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和46年8月の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失届の届出誤りがあったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 九州（鹿児島）厚生年金 事案 4836

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年5月16日から同年6月1日まで

私は、B社又は同社の関連会社に継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社の回答から判断すると、申立人が同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は、「異動は16日だったが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日は翌月の1日として社会保険事務所（当時）に届け出ている。」としていることから、昭和47年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和47年4月の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失届の届出誤りがあったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 九州（佐賀）厚生年金 事案 4837

### 第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和41年6月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年9月16日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月30日から同年6月1日まで  
② 昭和41年9月16日から同年10月1日まで

私は、昭和41年4月9日にA社に入社し、同社C事業所へ転勤したことはあったが、43年12月31日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①及びその前後5年以内に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後、同社同事業所に係る同資格を取

得し、かつ、雇用保険の被保険者記録から両事業所において継続して勤務していたと認められる同僚の記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和41年6月1日にA社から同社C事業所に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和41年3月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録、A社C事業所に係る厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の供述等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和41年9月16日にA社C事業所から同社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和41年10月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

## 九州（鹿児島）厚生年金 事案 4838

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月25日は39万2,000円、同年12月17日は31万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月25日  
② 平成16年12月17日

私は、A社に勤務し、夏及び冬に賞与を支給されており、平成16年8月及び同年12月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成16年分の給与所得の源泉徴収票及び預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の源泉徴収票等により算出した賞与額及び保険料控除額から、平成16年8月25日は39万2,000円、同年12月17日は31万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主と連絡が取れないため確認できないが、オンライン記録により、申立期間において、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる36人の被保険者記録からは、申立期間当時に当該期間に係る標準賞与額の届出が行われた記録は確認できないものの、そのうちの9人には、保険料を納付



する義務が時効により消滅した後の平成 21 年以降に年金記録確認第三者委員会の決定による総務大臣のあっせん又は年金事務所の職権訂正により当該期間に係る標準賞与額の入力処理が行われていることが確認できることから、事業主は申立期間に係る賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から6年5月1日まで

私が、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と、厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額が相違しているため、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成5年8月から同年11月までの期間及び6年1月から同年4月までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出した支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から24万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成5年12月の標準報酬月額については、申立人から、支給明細書の同年12月分は所持していないが、6年1月に係る支給明細書が2枚提出されているところ、1枚は支給金額により5年12月分であることがうかがえる上、同支給明細書及び前後の期間の支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額が同額となっていることから判断すると、24万

円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和56年6月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月8日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。昭和56年6月8日付けで同社D支社から同社B支社に転勤となったが、申立期間にA社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びC社が提出した人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和56年6月8日にA社D支社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和56年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 九州（大分）厚生年金 事案 4841

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月31日から56年1月1日まで  
私は、昭和55年12月31日までA社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立期間に係る申立人の具体的な供述から判断すると、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、A社は、「申立期間当時の会社の給与は、毎月20日に締めて当月の28日に支給しており、厚生年金保険料の給与からの控除は、当月分を当月の給与から行っていた。また、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和55年12月31日とされていることについては、申立期間当時の資料を保管していないため、不明である。」と回答している。

また、A社において、申立期間の前後2年間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚9人の同被保険者資格の喪失日及び雇用保険被保険者資格の喪失日を調査したところ、全員の両被保険者資格の喪失日が符合している上、雇用保険の離職日が月の末日となっている3人についても厚生年金保険被保険者資格の喪失日は翌月1日となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 55 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る資料は保管していないため不明であると回答しているものの、事業主が昭和 56 年 1 月 1 日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを 55 年 12 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 九州（福岡）厚生年金 事案 4842

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（本社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月28日から同年3月1日まで

私は、B社（現在は、C社）及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、C社が提出した従業員名票及びD健康保険組合から提供された申立人に係る被保険者台帳の写しから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社本社から同社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立期間において、A社（本社）から同社の支店に異動した複数の同僚が、いずれも異動先の各支店において昭和38年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから判断すると、申立人の同社E支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日である同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和38年1月の記録から、2万2,000円とす

ることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 38 年 3 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 2 月 28 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年2月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月から同年9月まで

私は、昭和62年\*月に20歳になったため、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間が保険料の納付済期間とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年\*月に、20歳になったため国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同記号番号払出簿により、平成元年7月7日に払い出されていることが確認でき、申立期間において、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の主張と符合しない。

また、申立人が申立期間に居住していたA県B市には、申立人が当該期間に国民年金被保険者であったことを確認できる資料は無い上、オンライン記録、C県D市の国民年金被保険者名簿及び同県E町の同名簿からは、申立期間に係る被保険者記録が確認できないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、当該期間の国民年金保険料の納付書が発行されることはなく、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 46 年 2 月までの期間、53 年 1 月から 54 年 3 月までの期間及び同年 7 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月から 46 年 2 月まで  
② 昭和 53 年 1 月から 54 年 3 月まで  
③ 昭和 54 年 7 月から同年 12 月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間①については国民年金に未加入、申立期間②及び③については保険料が未納とされていることが分かった。

申立期間①については、私の母が、私の国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたと思う。申立期間②については、妻が国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたと思う。申立期間③については、当該期間に係る保険料を納付したことが確認できる領収証書を所持しているので、全ての申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、国民年金手帳記号番号払出簿及びA町の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 7 月 29 日に払い出されていることが確認でき、当該払出時点において、申立期間①及び②は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、それ以前に申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間③については、申立人は自身が所持する国民年金保険料領収証書により、当該期間に係る保険料を納付したと主張しているところ、当該

領収証書により、申立期間③に係る保険料は昭和 57 年 3 月 12 日付けで金融機関において納付されたことが確認できる。

しかしながら、申立期間③に係る保険料については、昭和 54 年 7 月から同年 9 月までの期間 (9,900 円) は 56 年 10 月 31 日が、54 年 10 月から同年 12 月までの期間 (9,900 円) は 57 年 2 月 1 日がそれぞれの納付期限であったことから、社会保険事務所 (当時) は、申立人が納付した保険料を申立期間③に係る保険料としては収納することができなかつたため、57 年 3 月 12 日時点で収納することが可能であった 55 年 4 月から同年 9 月までの期間に係る過年度保険料 (2 万 2,620 円) に充当することとし、不足する保険料 (2,820 円) を申立人から収納したことが、申立人が所持する領収証書 (55 年 9 月分不足分、2,820 円) 及び国民年金被保険者台帳の記録から推認できる。

なお、申立人は昭和 55 年及び 56 年に係る確定申告書を所持しているが、55 年については、社会保険料控除額の欄には国民健康保険料額のみが記載されており、56 年については、社会保険料控除額の内訳の記載が無いため、申立人の申立期間③に納付したとする国民年金保険料の申告が行われたことを推認することはできない。

- 3 申立人、申立人の母親及び申立人の妻が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、日記等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から53年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から53年5月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていることが分かった。当時、私の母が、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付していたと思うので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年1月に払い出されていることが確認でき、A市の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金被保険者資格取得届は、同年1月11日に受け付けられ、申立人は20歳に到達した48年\*月\*日に遡って被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該受付時点においては、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間に係る申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとする母親は既に死亡していることから、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況が不明である上、前述の払出時期より前に、申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人及びその母親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 2 月から同年 6 月まで  
② 昭和 62 年 8 月から 63 年 4 月まで  
③ 昭和 63 年 8 月から平成 2 年 6 月まで  
④ 平成 3 年 3 月から 5 年 8 月まで  
⑤ 平成 6 年 5 月から 16 年 10 月まで  
⑥ 平成 20 年 7 月から同年 11 月まで  
⑦ 平成 22 年 12 月から 23 年 6 月まで

私は、20 歳になった時に A 県 B 市で国民年金の加入手続を行い、同市及び C 県 D 市において免除の申請をし、さらに自営業を平成 10 年 2 月 4 日に廃業したため A 県 E 町（現在は、F 市）に相談し、同年から 16 年まで免除の申請をしたが、申立期間①から⑤までの期間が未納期間とされていることに納得できない。

また、私は、平成 19 年 9 月に失業したため E 町において免除の申請をしたが、申立期間⑥が 4 分の 1 免除の未納期間とされており、申立期間⑦が未納期間とされていることに納得できない。

申立期間①から⑤までの期間及び申立期間⑦については国民年金の免除期間に、申立期間⑥は全額免除期間としてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、20 歳になった時に B 市で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号はオンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿から、B 市において昭和 62 年 6 月 26 日に払い出され、同被保険者資格を同年 2 月 26 日に遡って取得したことが確認できる。

しかしながら、申立人に係る戸籍の附票は、平成5年7月20日より前のものは保管されていないため確認できないが、申立人の住所地は、オンライン記録では、昭和63年2月2日にB市からG県H市に、平成元年2月1日にH市からI市J区に、同年8月16日にJ区からK区に、10年2月4日にK区からE町に住所変更されていることなどが確認できるものの、申立人が免除申請を行ったとするD市への住所変更に係る記録は確認できない。

また、オンライン記録では、申立人は平成元年12月から10年2月までの間、不在者として管理されており、申立人に係る戸籍の附票では、申立人は5年7月20日にB市に住所を定めていることが確認できるものの、申立人が当該期間において住所地の行政機関に対し国民年金の手続を行った様子はうかがえず、申立人に聴取しても、申立期間①から⑤までの期間に係る保険料の免除申請手続について、具体的な供述が得られない。

さらに、B市は、申立人に係る昭和62年2月から63年5月までの期間及び平成5年から10年までの期間の国民年金保険料免除申請に係る関係資料並びに受付処理状況を確認できない旨回答している。

加えて、申立期間①から⑤までについては、合計193月と長期間である上、複数の年度及び複数の行政機関に対して行う免除の申請に係る事務処理を、行政機関がいずれも誤ったとは考え難い。

2 申立期間⑥について、年金事務所が提出した申立人に係る平成20年度の国民年金保険料免除・納付猶予申請書から、i) 市町村による受付が平成21年4月2日(21年度)であること、ii) 当該申請書に添付された申立人に係る雇用保険被保険者離職票の離職日は19年9月5日(19年度)であり、失業特例が適用される受付前年度(20年度)より前であることから、所得要件で審査されていること、iii) 申立人の19年分の所得が4分の1免除の基準に該当していること、iv) 免除区分欄に希望する免除区分の記載がないため4分の1免除を含む全ての免除区分で審査されていること、v) 審査結果が4分の1免除と決定されており、オンライン記録と一致していることなどが確認できることから、申立人に係るF市の20年度市県民税所得証明書の所得額(19年分の収入による)は、前述の免除・納付猶予申請書の市町村確認欄の申立人の前年(19年分)の所得額と一致しており、一連の事務処理に不自然な点は見られない。

3 申立期間⑦について、F市の回答から、申立人に係る国民年金保険料免除申請関係資料及び受付処理状況を確認できない。

また、申立人は当該申立期間である平成22年12月から23年6月までの免除申請をしていたはずであるとしているものの、オンライン記録から、

i) 24年6月29日に委託業者から申立人に対して電話による保険料の納付督促が行われ、「納付書依頼本人\*22/7から23/6」と記録されていること、ii) 22年7月分から23年6月分までの分割納付書が24年7月3日に発行されていること、iii) 22年7月分から同年11月分までの過年度未納保険料が24年7月25日から同年12月1日までの間に納付されていることが確認できることなどを踏まえると、申立期間⑦は、当該納付督促が行われた24年6月の時点で未納期間とされていたことがうかがえる。

さらに、申立人に申立期間⑦に係る保険料の免除申請を行った具体的な記憶は無く、オンライン記録においても申立人が当該期間に免除申請を行った形跡は確認できない。

4 申立人が申立期間の国民年金保険料を免除（申立期間⑥については全額免除。以下同じ。）されていたことを示す関連資料が無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

九州（熊本）国民年金 事案 2696（熊本国民年金事案 264 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から48年9月までの期間及び51年10月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から48年9月まで  
② 昭和51年10月から55年3月まで

私は、申立期間①については、A区役所で国民年金の加入手続を行い、同区役所の窓口で国民年金保険料を納付し、また、申立期間②については、B市に転居した後も、同市役所の窓口で納付したはずなのに両申立期間の保険料が未納となっていることに納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てた。しかし、いずれの申立期間も、年金記録の訂正は認められなかった。

今回、領収証が見付かりこれを提出するので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人は、当該期間について、国民年金保険料を区役所及び市役所の窓口で現金で納付したと主張しているが、保険料の納付場所、納付金額などについての記憶が曖昧であるなどとして、既に年金記録確認熊本地方第三者委員会（当時。以下「熊本委員会」という。）の決定に基づき平成21年1月8日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

2 申立期間①については、今回、申立人は、当該期間に係る保険料を納付したことを示す新たな資料として、6枚の納付書・領収証書の写し（以下「領収証書」という。）を提出している。

このうち5枚の領収証書については金融機関の領収印が押されており、



i) 1枚目の領収証書は、納付期間は昭和46年4月から47年3月まで、保険料は1万800円、領収印の日付は50年12月16日、また、旧国民年金法附則第18条第1項(第2回特例納付)を示す「附18条」の印が押されている、ii) 2枚目の領収証書は、納付期間は47年4月から同年6月まで、保険料は2,700円、領収印の日付は50年12月16日、また、1枚目と同様に「附18条」の印が押されている、iii) 3枚目の領収証書は、納付期間は47年7月から48年3月まで、保険料は4,950円、領収印の日付は50年12月16日、iv) 4枚目の領収証書は、納付期間は48年4月から49年3月まで、保険料は7,650円、領収印の日付は50年12月16日、v) 5枚目の領収証書は、38年4月の保険料の不足分として750円が51年9月7日付けで領収されたことがそれぞれ確認できる。

しかしながら、1枚目及び2枚目の領収証書に記載されている期間は、第2回特例納付期間中に特例納付されているにもかかわらず納付済みとはなっておらず、3枚目の領収証書により領収された保険料(4,950円)及び4枚目の領収証書のうち昭和48年4月から同年9月までの分として領収された保険料(3,300円)については、それぞれの当該領収証書に押された領収印の日付(昭和50年12月16日)により、保険料徴収権が時効により消滅した後に収納されたことが確認できることから、当該領収済保険料(合計8,250円)は還付処理がなされることとなるが、申立人の国民年金被保険者台帳(以下「被保険者台帳」という。)を確認しても、当該領収済保険料が還付処理された事跡は見当たらない。

一方、被保険者台帳によると、申立期間①直前の期間である昭和36年4月から38年3月までの期間については、「附18条」と記載されており、第2回特例納付により納付済みとなっていることが確認できる。

また、前述の1枚目、2枚目、3枚目及び4枚目の領収証書の合計額である2万6,100円を検証したところ、被保険者台帳において納付済みとされている昭和48年10月から49年3月までの保険料4,350円を除くと、2万1,750円となり、この結果、36年4月から38年3月までを第2回特例納付により納付した保険料の額である2万1,600円とは150円の差額が生じる。

さらに、前述の150円を昭和38年4月分について第2回特例納付により納付するときの保険料である900円に充当しようとする、750円の不足が生じることとなるが、これは前述の5枚目の領収証書により請求された750円と符合することから、当該領収証書は第2回特例納付により納付されたものと推認できる。なお、当該5枚目の領収日である51年9月7日は、第2回特例納付の実施期間外であることから還付の対象となるべきところ、被保険者台帳における昭和51年度の摘要欄には「51.10 過誤納 900円」と記載されていることから、前述の150円及び750円を合わせた900

円が51年10月に還付処理されたものと推認できる。

これらの事情から判断すると、行政庁は、1枚目及び2枚目の領収済保険料額（合計額は1万3,500円）に、前述の還付処理された事跡が見当たらない保険料（8,250円）を当該保険料に係る還付処理を行わず、これに加えた上（2万1,750円）、前述の150円を差し引いた額（2万1,600円）について、旧国民年金法附則第18条3項の規定において、特例納付の場合、先に経過した月の分から順次行うこととされていることから、昭和36年4月から38年3月までの期間を第2回特例納付したときの保険料の額に当たる2万1,600円として振替処理を行ったと推認できる。

加えて、申立人が提出した6枚の領収証書のうち残りの1枚の領収証書は、昭和38年4月から40年4月までの期間の旧国民年金法附則第4条第1項の規定（第3回特例納付）に基づく保険料の請求であることが確認できるところ、当該領収証書については、領収印が押されていないことが確認できる上、申立人は保管している納付書・領収証書（原本）は記載内容の同じものが3枚（当該領収証書には「この納付書は、3枚1組の複写式となっていますから、3枚とも納付場所に提出して下さい。」と記載されている。）あると供述していることから判断すると、当該納付書・領収証書（原本）による納付はなかったものと認められる。

- 3 申立期間②については、今回申立人から新たな資料の提出等は無上、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな供述を得ることはできない。
- 4 そのほかに熊本委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 九州（福岡）国民年金 事案 2697

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から49年6月まで

私が所持している国民年金手帳の資格取得の欄には「昭和49年7月22日」と記載されているが、義理の母から勧められて、次男が生まれる前の46年1月から国民年金保険料を義理の母の分と一緒に、自宅に来ていた集金人を通じて納付していたはずである。

申立期間の始期頃において、私に国民年金手帳記号番号が払い出されていないのは、A町のミスである。

私の申立期間の国民年金の記録が未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が所持している国民年金手帳の資格取得の欄には「昭和49年7月22日」と記載されているが、46年1月から申立期間の国民年金保険料を、義理の母親の分と一緒に、自宅に来ていた集金人を通じて納付していたはずであり、申立期間の始期頃において、自身に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていないのは、A町のミスであると主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の保険料を納付するには、申立期間当初において国民年金の任意加入被保険者としての加入手続を行う必要があるところ、申立人は当該加入手続を義理の母親がしてくれたと思うが、いつどのように行ったかは不明であるとしており、加入手続に係る記憶が明確ではない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和49年9月30日に払い出されていることが確認できる上、申立人が国民年金に任意加入被保険者として加入した日は、申立人に係るA町の国

民年金被保険者名簿により、前述の国民年金手帳と同様、同年7月22日と記載されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、A町を管轄していたB年金事務所（当時は、B社会保険事務所）に保管されている国民年金手帳記号番号払出簿のうち、昭和44年1月から49年10月までの分を実地に調査した結果、申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことは確認できない。

加えて、申立期間当時、市町村においては、新たな国民年金被保険者に対する記号番号の払出しによって国民年金被保険者名簿を作成するなど当該記号番号により、当該被保険者の記録管理を行っていたところ、A町は、婦人会が集金した保険料を徴収吏員が収納を確認した上で、「国民年金保険料領収書」に領収印を押す取扱いとなっており、記号番号の払出しが行われなまま、保険料を収納することは考え難い旨回答している。

また、申立人は、「申立期間当時、通っていた趣味の教室の友人二人及び中学校在学時代の同級生一人に対し、義理の母親の保険料と一緒に私自身の保険料を自宅に来ていた集金人を通じて納付していると話した記憶が鮮明にある。」と供述しているものの、当該友人等3人からは申立人が申立期間当時において保険料を納付していた状況などに関する供述が得られず、当時の納付状況等を確認することができない。

このほか、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（愛知）厚生年金 事案 4843（佐賀厚生年金事案 223 及び 1106 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月1日から26年4月30日まで  
② 昭和26年4月30日から28年5月10日まで  
③ 昭和28年5月10日から31年4月20日まで

私は、昭和24年4月に、公共職業安定所の紹介で、A事業所に入社し、3年間継続して勤務していたにもかかわらず、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が1か月間しか確認できない。

また、私は昭和25年頃にB事業所に入社し、29年頃までのうち、約2年間勤務したが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、私は昭和29年にC社に入社し、32年頃までのうち、約2年間勤務したが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

前述の各期間について、年金記録確認第三者委員会に被保険者記録の訂正を申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

前回の申立て時に、A事業所に3年間継続して勤務したと申し立てたが、申立期間①については、同社を退職した後、D公共職業安定所の紹介で、E事業所の面接を受け入社したこと並びに申立期間②及び③については、D公共職業安定所の紹介で、B事業所及びC社の面接を受け入社したことから、申立期間は、厚生年金保険に加入していたはずである。

再度調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 1回目の申立てにおける、B事業所に係る申立期間（昭和25年頃から29年までのうち2年間の期間）については、i）申立事業所は、既に廃業しており、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料を確認できない上、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していないこと、

ii) 申立人が記憶している8人の同僚のうち5人は、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないこと、iii) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の姓名は見当たらず、整理番号に欠番も無いことなどを理由として、また、C社に係る申立期間（昭和29年から32年までのうち2年間の期間）については、i) 申立事業所は既に廃業しており、申立事業所の元事業主は当時の関係書類を保管していない上、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していないこと、ii) 申立人が記憶している当時の従業員数と申立事業所に係る厚生年金保険被保険者数は大きく相違していることから、当時、申立事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえること、iii) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の姓名は見当たらず、整理番号に欠番も無いことなどを理由として、既に年金記録確認佐賀地方第三者委員会（当時。以下「佐賀委員会」という。）の決定に基づき、平成20年12月17日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

2 2回目の申立てにおける、A事業所に係る申立期間（昭和24年4月1日から同年6月1日までの期間及び24年7月28日から27年4月1日までの期間）については、i) 申立人及び同僚が供述する当時の従業員数から、A事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった事情がうかがえること、ii) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和24年6月1日付けで申立事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年7月28日付けで同資格を喪失していることが確認でき、当該期間に申立人が申立事業所に係る同資格を取得、又は喪失したことを示す記載は無いことなどを理由として、既に佐賀委員会の決定に基づき、平成23年4月15日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

3 今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間①について、A事業所を退職後、D公共職業安定所を通じE事業所の面接を受け、昭和24年8月1日に同事業所に入社し、26年4月30日まで勤務したとして、前回の申立内容を変更して申立てを行っている。

しかしながら、申立期間において、申立人が事業所所在地として記憶するF県内で、「E事業所」という名称が含まれた厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、申立人は同僚の姓名を記憶しておらず、給与明細書等の関係資料を所持していないため、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料等の控除について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

さらに、D公共職業安定所に、申立人のE事業所に係る求人票、申立人の紹介記録等に係る資料について照会したが、同公共職業安定所は、「関連書類の保存期限が経過しているため確認できる資料が無い。」と回答しており、公共職業安定所の紹介により申立事業所に就職したので厚生年金保険に加入したとする申立人の主張について確認できない。

このほかに、佐賀委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立人は、申立期間②について、1回目の申立てにおける申立期間（昭和25年頃から29年までのうち2年間）を26年4月30日から28年5月10日までの期間に変更し、D公共職業安定所を通じ、B事業所の面接を受け、同社に入社したとして再度申立てを行っている。

しかしながら、D公共職業安定所に申立人のB事業所に係る求人票、申立人の紹介記録等に係る資料について照会したが、同公共職業安定所は、「関連書類の保存期限が経過しているため、確認できる資料が無い。」と回答しており、公共職業安定所の紹介による就職であるため厚生年金保険に加入したとする申立人の主張について確認できない。

このほかに、佐賀委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 5 申立人は、申立期間③について、1回目の申立てにおける申立期間（昭和29年から32年までのうち2年間）を28年5月10日から31年4月20日までの期間に変更し、D公共職業安定所を通じ、C社の面接を受け、同社に入社したとして再度申立てを行っている。

しかしながら、D公共職業安定所に申立人のC社に係る求人票、申立人の紹介記録等に係る資料について照会したが、同公共職業安定所は、「関連書類の保存期限が経過しているため、確認できる資料が無い。」と回答しており、公共職業安定所の紹介による就職であるため厚生年金保険に加入したとする申立人の主張について確認できない。

このほかに、佐賀委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月19日から同年3月10日まで  
② 平成6年3月26日から同年4月27日まで  
③ 平成6年6月28日から同年9月27日まで  
④ 平成6年10月24日から同年11月25日まで  
⑤ 平成7年1月13日から同年2月28日まで  
⑥ 平成7年3月31日から同年5月19日まで  
⑦ 平成7年7月12日から同年7月28日まで  
⑧ 平成7年10月2日から同年11月13日まで  
⑨ 平成8年2月17日から同年3月29日まで  
⑩ 平成8年4月23日から同年5月26日まで  
⑪ 平成8年7月1日から同年8月2日まで  
⑫ 平成8年9月10日から同年10月8日まで  
⑬ 平成8年11月13日から同年12月2日まで  
⑭ 平成9年1月20日から同年2月17日まで  
⑮ 平成9年2月21日から同年3月28日まで  
⑯ 平成9年7月24日から同年8月28日まで  
⑰ 平成9年9月6日から同年10月23日まで  
⑱ 平成9年12月15日から10年1月23日まで  
⑲ 平成10年3月14日から同年4月15日まで  
⑳ 平成10年4月23日から同年6月4日まで  
㉑ 平成10年9月7日から同年10月6日まで

申立期間①について、船員手帳には、A社が所有していた船舶に乗り組んでいた記載がある。

申立期間②について、船員手帳には、B社が所有していた船舶に乗り組んでいた記載がある。

申立期間③について、船員手帳には、C社が所有していた船舶に乗り組



んでいた記載がある。

申立期間④、⑧、⑪、⑬、⑭、⑯及び⑳について、船員手帳には、D社が所有していた船舶に乗り組んでいた記載がある。

申立期間⑤、⑥、⑫、⑮、⑰及び㉑について、船員手帳には、E社が所有していた船舶に乗り組んでいた記載がある。

申立期間⑦について、船員手帳には、F社が所有していた船舶に乗り組んでいた記載がある。

申立期間⑨について、船員手帳には、G社が所有していた船舶に乗り組んでいた記載がある。

申立期間⑩について、船員手帳には、H社が所有していた船舶に乗り組んでいた記載がある。

申立期間⑱について、船員手帳には、I社が所有していた船舶に乗り組んでいた記載がある。

申立期間㉒について、船員手帳には、J社が所有していた船舶に乗り組んでいた記載がある。

それぞれの期間について、船員保険に加入していたはずなので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する船員手帳により、申立人が申立てに係る船舶にK職として乗り組んでいたことが確認できる。

しかし、A社は既に船員保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も所在不明であることから、申立人の申立期間における船員保険の加入状況及び船員保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②について、申立人が所持する船員手帳により、申立人が申立てに係る船舶にK職として乗り組んでいたことが確認できる。

しかし、B社は、申立人は申立期間当時、L社からの融通派遣による船員であり、給与の支払及び船員保険の加入は派遣元が行っていたため、申立期間の船員保険料を控除していない旨回答しているところ、L社は既に船員保険の適用事業所ではなく、会社も解散している上、同社の清算人は、申立期間当時の資料等は残っていないため、当時のことは不明である旨回答していることから、当該期間における申立人の船員保険の加入状況及び船員保険料の控除について確認することができない。

3 申立期間③について、申立人が所持する船員手帳により、申立人が申立てに係る船舶にK職として乗り組んでいたことが確認できる。

しかし、C社は、当時の資料は残っているが、申立人の入社記録は無く、当時の担当者も退職しているため、当時のことは不明である旨回答していることから、申立期間における申立人の船員保険の加入状況及び船員

保険料の控除について確認することができない。

- 4 申立期間④、⑧、⑪、⑬、⑭、⑯及び⑳について、申立人が所持する船員手帳により、申立人が申立てに係る船舶にK職として乗り組んでいたことが確認できる。

しかし、D社は、申立期間当時の資料等は残っておらず、当時の担当者も退職しているため、当時のことは不明である旨回答していることから、当該期間における申立人の船員保険の加入状況及び船員保険料の控除について確認することができない。

- 5 申立期間⑤、⑥、⑫、⑮、⑰及び㉑について、申立人が所持する船員手帳により、申立人が申立てに係る船舶にK職として乗り組んでいたことが確認できる。

しかし、E社は、申立期間当時の資料等は残っておらず、当時の担当者も退職しているため、当時のことは不明である旨回答していることから、当該期間における申立人の船員保険の加入状況及び船員保険料の控除について確認することができない。

- 6 申立期間⑦について、申立人が所持する船員手帳により、申立人が申立てに係る船舶にK職として乗り組んでいたことが確認できる。

しかし、F社は、申立期間当時の資料等は残っておらず、当時の担当者も退職しているため、当時のことは不明である旨回答していることから、当該期間における申立人の船員保険の加入状況及び船員保険料の控除について確認することができない。

- 7 申立期間⑨について、申立人が所持する船員手帳により、申立人が申立てに係る船舶にK職として乗り組んでいたことが確認できる。

しかし、G社は、申立期間当時の資料等は残っておらず、当時在籍していた従業員も全て退職しているため、当時のことは不明である旨回答していることから、当該期間における申立人の船員保険の加入状況及び船員保険料の控除について確認することができない。

- 8 申立期間⑩について、申立人が所持する船員手帳により、申立人が申立てに係る船舶にK職として乗り組んでいたことが確認できる。

しかし、H社は、申立人は、M社からの派遣船員であり、船員保険は同社での加入である旨回答しているところ、M社は、船員保険の適用事業所としての記録が確認できない。

- 9 申立期間⑱について、申立人が所持する船員手帳により、申立人が申立てに係る船舶にK職として乗り組んでいたことが確認できる。

しかし、I社は既に船員保険の適用事業所でなくなっており、事業を引き継いでいるN社は、申立期間当時の資料等は残っていないため、当時のことは不明である旨回答していることから、当該期間における申立人の船員保険の加入状況及び船員保険料の控除について確認することができない。

- 10 申立期間⑨について、申立人が所持する船員手帳により、申立人が申立てに係る船舶にK職として乗り組んでいたことが確認できる。

しかし、J社は既に船員保険の適用事業所ではなく、会社も解散している上、同社の代表清算人は、申立期間当時の資料等は残っていないため、当時のことは不明である旨回答していることから、当該期間における申立人の船員保険の加入状況及び船員保険料の控除について確認することができない。

- 11 申立期間①から⑳までについて、各船舶所有者に係るオンライン記録では、申立人の名前は確認できない上、各船舶所有者に係る船員保険被保険者の整理番号に欠番は無い。

- 12 申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①から⑳までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年 10 月 2 日から同年 12 月 2 日まで  
② 平成 2 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

私は、雇用保険の記録のとおり、A社に平成元年 10 月 2 日に入社し、平成 2 年 6 月 30 日に退職したが、年金事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間の記録が無いことが分かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の被保険者記録及び申立人の前任者の供述により、申立期間②については、雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は人事記録や賃金台帳等を保管していない旨供述しており、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間①について、オンライン記録によりA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したところ、同僚自身が記憶する入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致しないと供述している者があり、同社に係る雇用保険の被保険者記録を確認したところ、複数の者について雇用保険被保険者資格の取得日と厚生年金保険被保険者資格の取得日の記録が相違していることが確認できる。

さらに、申立期間②当時に雇用保険の離職日が月の末日と記録されている複数の者について厚生年金保険被保険者資格の喪失日を確認したところ、離職日と同日となっており、離職日の翌日付けで厚生年金保険被保険者資格を

喪失している者は見当たらないことから判断すると、申立期間①及び②当時、A社は、従業員について必ずしも勤務期間の全てについて厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、A社において、申立期間当時に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚5人に照会したところ、回答があった2人からは、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の加入状況等についての具体的な供述を得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 13 日から 38 年 10 月 1 日まで  
A社B支社(現在は、C社)に昭和36年10月13日から勤務したが、臨時職員として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社が保管している人事記録により、申立人が申立期間に、A社B支社(D事業所、E事業所及びF事業所)で、臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿により、A社B支社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和38年10月1日であることが確認でき、D事業所、E事業所及びF事業所についても、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、A社が定めた職員等の社会保険事務処理規程(昭和38年9月7日付け)により、A社が臨時職員を厚生年金保険の加入対象としたのは昭和38年10月1日以降であることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 8 月 1 日から 46 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 46 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

申立期間①については、A社に勤務し、申立期間②については、B社（現在は、C社）に勤務していたにもかかわらず、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。  
（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、当該期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の同僚のうち一人は、「A社は業績が悪かったことから、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述している上、別の同僚一人は、「申立期間当時、A社に勤務した。」と供述しているものの、被保険者原票により、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、申立期間①当時、A社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時の事業主も既に死亡していることから、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、被保険者原票により、申立期間①における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無いことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、B社に係る被保険者原票により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の同僚は、「申立人はB社との契約により、個人的にD業務を請け負っており、同社の社員としての籍は無かった。厚生年金保険にも加入していなかったと思う。」と供述している。

また、C社は、「正社員については、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び厚生年金保険記号番号を手書きした一覧表を保存しているが、その中に申立人の姓名は記載されていないことから、申立人は正社員ではなかったと思われる。当時、正社員については厚生年金保険に加入させていたが、アルバイトや臨時雇用者等については加入させていなかった。また、当時の事務担当者を確認したところ、申立人はD職として勤務していたが、勤務日数が少なかったので正社員ではなく、勤務期間は数か月であったと記憶しているとのことであった。」と回答している。

さらに、申立期間②における被保険者原票において、申立人の被保険者記録は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無いことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。